

令和8年度 地域振興券・尾鷲市プレミアム付商品券取扱い要項

1. 登録資格

尾鷲市において「尾鷲市地域振興券・プレミアム付商品券（以下「商品券」という）」取扱い加盟店（以下「加盟店」という）として登録できる者は、尾鷲市内において事業を営む者とする。消費者の混乱を防ぐため、原則としてすべての商品（特売品、値引き商品等含む）に利用できるものとする。但し、次に定める事業所及び業種・品目は除外する。

※非使用事業所

- ・商品券加盟店として登録していない事業所
- ・尾鷲市外の事業所

※非使用業種・品目

- ・パチンコ店等の遊技娯楽施設
- ・各種金券類（商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等）、**たばこ、尾鷲市指定ゴミ袋**、宝くじ、株券、金融保険業、保険調剤など
- ・その他、公序良俗に反するもの

2. 申し込み

加盟店として登録を行おうとする者は別紙書式により、尾鷲商工会議所（以下「事務局」という）へ登録を申し込むこととする。

尾鷲市内に本店を有する事業所（移動販売含む）は地域応援券及び共通券の取扱い加盟店とし、尾鷲市外に本店を有し尾鷲市内に支店等（移動販売含む）を有する事業所は共通券のみの取扱い加盟店とする。地域特性を考慮し、周辺市街地（須賀利、九鬼、早田、三木浦、名柄、三木里、古江、賀田、曾根、梶賀）に所在する商品券事業登録店舗については、共通券・地域応援券の両方を使用できるものとする。

申し込み期間は令和8年2月5日から令和8年2月25日までとし、支店等の複数店で加盟する場合は店舗ごとに登録申込みをすることとする。

3. 登録

事務局は、申し込みがあった事業所が登録資格を有することを確認の上、登録手続きを行い、登録事業所にポスター等を配布する。

※登録要件

- ・尾鷲市内に本店を有する事業所、又は尾鷲市外に本店を有し尾鷲市内に支店等を有する者の内、事務局に登録を申し出た事業所。

※加盟店登録料等…無料

4. 発行及び使用期間

商品券の発行総額面等は次の通りとする。

・地域振興券

(1) 発行総額面は 90,486,000 円（地域応援券一枚当たり額面 500 円）とし、1 セットは 12 枚綴りとする。

(2) 使用期間は、商品券到着から令和8年11月30日までとする。

(3) 一人当たりの商品券配布額は 6,000 円とする。

・尾鷲市プレミアム付商品券（30%プレミアム）

(1) 発行総額面は 312,000,000 円（一枚当たりプレミアム付商品券額面 500 円）とし、1 セットは 26 枚綴りとする。

(2) 使用期間は、令和8年5月18日から令和8年11月30日までとする。

(3) 一人当たりの商品券購入限度額は 2 万円とする。

(4) 一人当たりの商品券使用限度額は 2 万 6 千円とする。

5. 取扱い

加盟店は商品券を持参した者に対し、令和8年11月30日までに限り、券面記載額相当の物品の販売または役務の提供を行う。

尚、加盟店は商品券について、次のことに留意する。

- (1) 商品券の使用により発生する釣り銭は、支払わない。
- (2) 商品券は加盟店自らの事業上の取り引きには、利用できない。
- (3) 加盟店が受け取った使用済み商品券は、別に定める書式と共に事務局まで報告する。
これにより、商品券の再利用は出来ないものとする。

6. 指定金融機関

事務局の指定する金融機関は、尾鷲市金融協会所属の各本支店とする。

また、加盟店は指定金融機関に指定口座を設けることとする。

7. 換金

取引により商品券を取得した加盟店は、所定の手続きを取り、事務局に対し自らの指定口座への換金を申し出るものとする。

換金を行う指定金融機関は、商品券の額面を加盟店の指定した預金口座に振り込むものとし、換金の申し出期限は令和8年12月14日（月）までとする。

※換金時期について

- ・商品券の売上報告は毎週月曜日締め（締め日が祝祭日の場合は、前週金曜日）とする。
- ・換金は毎週金曜日（換金日が祝祭日の場合はその翌営業日）に指定口座へ入金する。

8. その他

① 加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品券の地元での使用を促進するため加盟店は、商品券による売上増加に向けた売出しや値引き等の独自の販売促進活動を積極的に行う。
- (2) 加盟店であることが消費者にわかるよう見やすい場所に事務局が交付するポスター等の掲示を行うこと。
- (3) 止むを得ない理由を除き、期間途中で加盟店を脱退しないこと。使用期限（令和8年11月30日）まで継続すること。
- (4) 商品券の交換、譲渡、売買は禁止する。
- (5) 通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を事務局に報告すること。
 - ・細く、繊細な図形
 - ・斜め切取り線
- (6) 加盟店が、本要項に違反する行為を行った場合、事務局は当該加盟店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該加盟店に対し損害賠償請求ができるものとする。
- (7) 営業時間内は必ず商品券の利用可能とすること。

② その他

- (1) 商品券の発行は地域振興券15,081冊、プレミアム付商品券24,000冊を上限とし、再発行はしないものとする。
- (2) この要項に定めるものの他、必要な事項については尾鷲商工会議所において適宜定めるものとする。

以上